

## ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい かいぎうんよう 文京区障害者地域自立支援協議会の会議運用について

### 1 かいぎ こうかい 会議の公開

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい おやかい こうかい かいぎ  
文京区障害者地域自立支援協議会(親会)については、公開の会議とする。なお、  
せんもんぶかい しやうがいとうじしゃぶかい こうかい  
専門部会については、障害当事者部会のみ公開とする。

### 2 かいぎかいさい しゅうち 会議開催の周知

かいぎ かいさい にちじ ばしょ ぼうちやうしや ていいん た ひつよう じこう く  
会議の開催は、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項について、区ホ  
ームページ及びツイッターに掲載し周知する。区ホームページについては開催日  
の1週間前まで、ツイッターについては会議前日までに掲載する。

### 3 ぼうちやうしや ていいんおよ うけつけほうほう 傍聴者の定員及び受付方法

ぼうちやうしや ていいん かいじやう き ぼ おう けってい ぼうちやうしや うけつけ かいぎかいさい  
傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の  
とうじつ かいじやう せんちやくじゆん おこな  
当日に会場において先着順に行く。

### 4 ぼうちやうしや じゆんしゆじこうとう 傍聴者の遵守事項等

- (1) ぼうちやうしや い か じこう じゆんしゆ  
傍聴者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ① ぼうちやうとき かいちやう ぶ かいちやう し じ したが せいおん ぼうちやう  
傍聴時は、会長(部会長)の指示に従い、静穏に傍聴すること。
  - ② かいじやうない はつげん せいおん かいちやう せいおん せいおん せいおん せいおん  
会場内では、発言したり、委員に発言を求めたりしないこと。また、委員の発言  
たい はくしゆ た ほうほう さんび ひようめい  
に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - ③ は がみ せいおん せいおん せいおん せいおん せいおん せいおん  
貼り紙、ゼッケン、たすき、プラカード及び旗等を用いた示威的行為をしないこ  
と。
  - ④ かいぎ めいわく こうい こうどう  
会議の迷惑になるような行為や行動をしないこと。
  - ⑤ けいたいでんわ でんげん き せいおん つうわ  
携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話をしないこと。
  - ⑥ ぼうちやうちゆう いんしよくおよ きつえん  
傍聴中の飲食及び喫煙をしないこと。
  - ⑦ ぼうちやうちゆう にゆうたいしつ や え ばあい のぞ つつし  
傍聴中の入退室は止むを得ない場合を除き慎むこと。
  - ⑧ かいぎ かいじやうない さつえい ろくおん るい こうい おこな  
会議の会場内において撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
  - ⑨ た かいぎ しんこう さまた こうい こうどう  
その他、会議の進行を妨げるような行為や行動をしないこと。
- (2) ぼうちやうしや ぜんこう じこう じゆんしゆ ばあい かいちやう ぶ かいちやう かいぎ えんかつ うんえい  
傍聴者が前項の事項を遵守しない場合は、会長(部会長)は会議の円滑な運営  
はか とうがいぼうちやうしや たいしつ もと  
を図るために、当該傍聴者の退室を求めることができる。

### 5 かいぎしりよう とりあつかい 会議資料の取扱い

かいぎしりよう ぼうちやうしや たい はいふ  
会議資料は、傍聴者に対しても配付する。

## 6 会議記録の取扱い

(1) 会議記録は、発言者名を表記した要点記録方式とし、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認められた事項を記載する。

(2) 会議記録の作成に当たっては、その内容の正確を期するため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

## 7 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。ただし、文京区障害者地域自立支援協議会要綱（以下、要綱という）第3条4項における別表第1に掲げる機関から推薦のあった者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員からの届出により、代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

## 8 委員の欠員

委員に欠員が生じた場合であっても、原則として、補充は行わないものとする。ただし、要綱別表第1に掲げる機関から推薦のあった者については、この限りでない。

## 9 その他

以上に掲げるもののほか、運営等に関し必要な事項は、文京区障害者地域自立支援協議会において、別に定める。